

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第11条の17第3項
許認可等	共済規程の変更、廃止の承認
法令の定め	農業協同組合法第11条の17 農業協同組合法施行規則第11条
審査基準	「共済事業向けの総合的な監督指針」(平成18年3月31日農林水産省経営局長通知)に照らして審査するものである。 なお、当該通知は大冊のため添付しない。
標準処理期間	総期間 30 日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 10 日・月 (農政部農業経営局農業経営課) 処分機関 20 日・丹 (総合振興局・振興局 )
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )